

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和6年9月20日（金） 午後03時22分～午後03時44分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 議 長 助川 忠弘 副議長 佐藤 浩 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 松本 寛道 山田 一一 渡邊 晋宏 渡部 和子
委員外出席者	（傍聴） 内田 博紀 末永 康文 鈴木 清丞 若狭 朋広
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

○

午後 3時22分開会

○委員長 おそろいのようなので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。

会派からの意見書案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料1でございます。今回会派から提出されました意見書案は、1件でございます。これについては、関係する請願が提出されておられませんので、各会派の御意見をいただき、御協議をいただきたいと存じます。以上でございます。

○委員長 それでは、本件について各会派の御意見をお願いします。

柏清風さん。

○後藤 趣旨に関しては賛成です。ただ、文言が一部ちょっときついなところがあるんで、そこを少し訂正していただきたい。例えば3行目の壊滅するとか、あと10行目の介護崩壊を招きかねないなどの表現ですね。あとの趣旨、流れについては、おおむね同意いたします。

○委員長 公明党さん。

○小松 公明党のほうも清風と同じ考えでございます。例えば在宅介護の基盤が壊滅するおそれがあるという言い方を在宅介護の、ちょっとその辺皆さんで一緒に考えていただきたいなと思うんですが、基盤が、もう少し柔らかい言い方でできないかなと思います。先ほどの話の介護崩壊を招きかねないという、もう少しそれも柔らかい言い方で一緒に考えていただけたらなと思うんですけど。以上です。

○委員長 日本共産党さんは提案者です。

みらい民主かしわさん。

○岡田 よろしいと思います。

○委員長 このまんまでいい。

○岡田 はい。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 賛成です。

○委員長 共産党さん、柏清風、公明党さんから言葉の修正の案が出ておりますが、どうでしょう、受け入れられますか。

○渡部 内容的にそういう字句の修正ということは別に私ども問題ないと思いますので、言わんとしていることは賛同いただけるのかなと思いますし、多分去年も、12月議会のときでしたかね、同じような意見書で、実際に介護報酬変わってしまったわけで、そのときは変えないでほしいというので皆さん賛同いただいて、今回は具体的に変わってしまったことに対して、やはりそれはぜひ引き上げてほしいということで、国会でも与野党問わずそういう意見が出ているということですので、言

葉のところでの修正というのはもちろん応じたいと思います。

○委員長 柏清風さんは、具体的な修正案はありますか。

○後藤 具体的な代替案考えてきていないんですけど、何かもう少し表現がないかなと思っています。いかがですか、小松委員。

○小松 在宅介護の基盤が壊滅じゃなくて、もうちょっと、基盤が脅かされる。

○委員長 すみません、それでは今日なかなか案が今整っていませんので、後ほど柏清風さん、公明党さん、あと日本共産党さんと、あと事務局とちょっと内容について話し合っていていただいて、27日にその案文で合意できる方向の案文を皆さんでつくっていただいて、27日に再度読み上げるということをお願いします。

それでは、その方向で調整させてください。

○委員長 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

○議事課長 資料2でございます。松本寛道議員から、9月27日付で千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願を提出したいとの申出が議長宛てにございました。広域連合に確認したところ、同日付で許可される見通しである旨報告をいただきました。したがって、9月27日の日程にのせ、指名推選または投票により選出することとなります。以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたが、後期高齢者医療広域連合議会議員については従前投票で選挙を行っておりましたが、昨年は議運で人選をし、議長からの指名推選により選出いたしました。今定例会については、指名推選、投票のいずれにいたしましょうか。（「投票」と呼ぶ者あり）投票が出ましたので、じゃ投票ということにいたします。9月27日の日程にのせて選挙を行うことといたします。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

本日の本会議において、本会議前ですかね、教育長より発言がございました追加議案の取扱いについて事務局より説明願います。

○議事課長 資料3でございます。追加議案の取扱いについてでございますが、9月27日の採決日に提出されるとのことでございますので、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を一括3問制で行い、質疑が終結した後、教育子供委員会に付託となり、10月3日に採決する流れとなります。委員会の開催日時につきましては、教育子供委員会でお決めいただくこととなりますが、10月1日火曜日の決算の意見、要望の協議の後に開催することを想定してございます。

なお、本追加議案における議案質疑については、資料にお示しした先例のとおり、本会議での質疑は大綱的な質疑にとどめ、詳細については委員会の審査に任せる。

（2）としまして、付託委員会の議員は本会議での質疑を遠慮することとなっておりますので、改めて御確認のほどよろしく願いいたします。また、本追加議案に

関する討論についてでございますが、10月3日の採決日に行うこととなりますが、先例により9月27日に行う討論の持ち時間と合わせて1人10分以内とする運用となります。具体的に申しますと、資料の例に記載のとおり、9月27日の討論で8分30秒使用された場合は10月3日の追加議案に対する討論は1分30秒となります。決算議案に対する討論は、別に5分となります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知お祈りいたします。（「委員外議員」と呼ぶ者あり）

委員外発言を求められております。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、末永議員、どうぞ。

○末永康文委員外議員 追加議案のところですか。今のところね、これはもともと本来2,000万以上の場合は契約上出さなきゃいけないですよ。これマスコミで明らかになって、今回もスルーしようとしていたんだけど、これはまずいだろうということで出たわけでしょう。そういう中で、委員会所属の人は発言できませんじゃなくて、本会議できちんと議論できるようにしたらいかがですか。なぜそういうふうに制限するんでしょうか。確かに申合せはあるけども、これは通常のところについての議案についてはそういう委員会に所属することについては云々というのありますよね。だけど、特別出したわけだよ、急遽これは。これは、もう役所は分かっていたわけですよ。だけど、スルーしようと思ったけど、たまたまこれはちょっと大変だということが判明して出すわけでしょう。だから、ちゃんと議会で議論しないと駄目だと思いますよ、本会議できちんと。日程上からいったら出すんだから、議論すればいいことじゃないでしょうか。

○委員長 共産党さん、どうぞ。

○渡部 私もマスコミのいろいろなニュースを見て、こういう重大なことがどこの議会でも起きていて、これまでスルーしていたということで、議会としてやっぱりチェック機関としての役割を果たさなきゃいけない。しかも、これ過去に遡ったらもっとずっとあり得たことかもしれませんよね。ただ、そこまで物理的に遡れないから、この議案なわけですけども、こういう重大な問題ってやっぱりきちんと議論されてしかるべきだなと思いますし、確かに申合せ事項ってありますけども、委員会には例えば市長なんかは出席していないわけです。それで、例えば市長に聞きたいとか、所属の委員会であっても本会議の中で聞きたいということは出てくると思いますし、そこをもちろん所属委員の人が自己の意見をそこで長々言うということはないにしても、やはり全体の本会議の中できちんと議論をすべきだと思うし、確かに遠慮という言葉はありますけども、そこは程度の問題ということもあるかなと思うし、そこに市長が委員会にはいないということを考えれば、やはりある程度むしろきちんと議論をする、活発に議論をするという場の保障をすべきではないかというふうに思います。

○委員長 議会運営としましては、これまでの先例はこういうふうになっていると

いうこととございます。したがって、遠慮すると言葉はございますが、結果的に本会議でそれが質問が上がったとしたときに、それを議長がどう判断されるかは議長の範囲だというふうに考えますので、議会運営としてはこのような決まりがある。このような決まりを今回撤廃するのかどうかということについては、ここで議論することは可能ですが、いかがいたしましょう。（私語する者あり）ちょっと待ってください。（「遠慮しない場合もあるんじゃないの」と呼ぶ者あり）今まで議会運営委員会で確認をしてきた委員会のメンバーについては本会議の議論を遠慮するというをここで本件について撤廃をするのかどうかという件についてちょっと御意見をいただきたいと思えます。

○後藤 今までどおりでいいと思えますけど。

○委員長 公明党さん、いかがですか。

○小松 今までどおりでいいと思えます。

○委員長 共産党さん、どうぞ。

○渡部 撤廃とか、そういうことではなくて、遠慮するというのは駄目だって言っていることじゃないわけですから、そこはやっぱり議長にきちんと采配をしていただいて、必要があれば市長の答弁を求めるということもあるわけですから、そこで門戸を閉ざしてしまうのではなくて、これを変えるんじゃなく、遠慮は遠慮で駄目ということではないというふうに、私も本会議場で質問した経験って、それはあります。それは、やっぱり市長に聞いたかったからなんですね。それが認められたという記憶あるんですけども、それ定かではない。今はっきりとは言えませんが、そこはこれだけの重要問題だということを確認していただいて、議長のほうでよろしく采配していただければなと思えます。

○委員長 みらい民主かしわさん、いかがでしょう。

○岡田 私も同じで、遠慮は遠慮なので、禁止ではないと思うので、議長にお任せするという事かなと思えます。

○委員長 市民サイドさん、どうぞ。

○松本 現行の運用でよいと思えます。私も以前一般質問で取り上げたときに、どうしても議案と少し重なってしまうところもあったんですけども、そこは議長はスルーしていただいたと記憶しております。

○委員長 それでは、議会の運営としてはこのままとすることといたしまして、細部は議長にお任せすることといたします。

○委員長 次に、政務活動費の検討再開についてを議題といたします。

これまでの経緯について事務局より説明願います。

○庶務課長 資料4でございます。政務活動費の検討に関する経緯を御説明いたします。令和4年12月8日に当時の市民サイド・ネットさんから、令和5年9月6日に日本共産党さんから、政務活動費に関する申入れがございました。申入れの内容につきましては、資料の参考のとおりでございます。議会だより等の経費削減を

め、議会費からの削減も視野に入れて政務活動費について継続的に検討していくこととなっておりましたが、本年8月30日の議会運営委員会で議会だよりの結論が出たため、政務活動費の協議を再開するものでございます。以上でございます。

○委員長 この件につきましては、今後どのように協議を進めていくかについて次回以降の議会運営委員会で改めて議題とすることといたします。（私語する者あり）
共産党さん、どうぞ。

○渡部 今回資料請求の中で中核市、柏も含めて58市の資料が出ています。それで、それを見て、ちょっと書き方として不十分だなと思ったんですね。この資料は非常に役に立つ資料で、私も独自に調べてみました。ただ、この中で結構曖昧なところがあるんですね。会派にはいいとか、だけどその会派は一人会派も認めているところが結構あるけど、それが書いていないんですよ。明石市も富山市も久留米市もそうですね。会派に支給するって資料請求の回答にはなっているけども、その会派は1人でも会派というふうに認めているんです。改めてちょっと不明瞭なところは私も全部調べました。そうしたら、柏市みたいに無所属議員と会派に所属している議員とで政務活動費に差をつけているところがどこもなかったというのに非常にびっくりしました。それと、総務省のホームページにも、例えば千葉県内54市町村、政務活動費出していないところもありますけれども、会派、1人、無所属で差をつけているというのは見当たらずで、柏市の政務活動費の金額が書いていなかったの、資料をぜひそこまでに間に合うように資料を補足して提供してほしいなと思うんです。そのお願いをちょっとさせてください。

○委員長 検討内容については今後行いますので、本日は今後こういうふうに進めていきますということを御了解いただきたいと思っています。内容につきましては、次の議会運営委員会までに事務局なり委員長、副委員長なりに要望を出していただいて、今後この検討についてこういうふうに進めてほしいということを出してください。

よろしいですか。

○渡部 私今要望出しましたので、改めて言いますけど、資料もやっぱりちゃんときちんとした資料を事務局で作ってくださいという要望です。

○委員長 細部が分かりませんので、改めてどういうものなのかは私もよく分からないので、今手元にありませんので（「行っていないんですか」と呼ぶ者あり）いやいや、今手元にないじゃないですか。どの項目をどういうふうにやってほしいというのは、改めて言葉なり文書なりで事務局なり私なりに出してください。（私語する者あり）そうです。協議を始めるということの御了解をいただきたいということです。（私語する者あり）

どうぞ。

○末永康文委員外議員 協議を始めるということですから、速やかにやっていただきたいんです。というのは、訴訟準備して、今準備をしているんです。なぜなら、これは政務調査費について基本的に総務省も含めて全議員の権利として平等らしい

んですよ、全員平等。だから、一人会派と認めて柏の場合は3万円、5万円として
いるんですね。8万円だけど、それは平等にしているから、個人の人は5万円にし
ているわけですよ。5万円でもらいますよね。皆さんは1万円、7万円になって
おりますよね、普通。人もあれば、3万円、5万円の人もいるけど。そうじゃなく
て、議員には全部平等に補助金制度でやりなさいというのが基本的な総務省の考え
なんです。私も知らなかったんだ、今まで会派でしたからね。この9月から会派
離れましたから、よく調べたら、あるところへ視察行ったときにそんなのはありま
せんよと、それは平等ですよということであるから、市民サイドさんから出ている
けども、引き上げてほしいという議論をずっとやっていますけど、60%ぐらいしか
使用していませんよね、政務調査費を。だったら、5万円に下げたらいいじゃない
かって、全員議員さんが、所属議員もそうだし、議員さんもみんなあれだから、5
万円に下げたらいいじゃないかと、平等だから。上げられないんだったら。だけど、
8万円というんならば、それは皆さん基本的に平等にすることをきちんと基本にし
た上でやるべきだという訴訟を準備しているんですよ。そして、今までの慰謝料や
損害賠償も含めて反対してきた会派の代表者の皆さんを中心に私は訴訟をするとい
うことで今進めているんですよ。だから、今委員長がいつまで終えるよというんで
あれば、それはそれまで待つしかありませんね。待つしかありませんから、いつま
でやるよということだけは決めていただきたいんですよ。お願いします。（私語る
る者あり）

○委員長 内田議員、どうぞ。

○内田博紀委員外議員 まず、発言の機会ありがとうございます。先ほど別件で発
言が認められなかったのは遺憾だということを一言述べさせていただきます。それ
では、本件に関しましては、私もこの間不勉強で、政務活動費というのは会派分が
あって自然なことだと思っていました。ここは反省点です。しかし、この間様々な
議論を聞いてみると、一人会派も認めているという実情もありますし、また議員平
等の原則というのもございます。こうした点から鑑みると、本市の政務活動費に差
があるということは疑問ですので、今後検討する、今日から検討を開始していただ
けるということでございますので、これに当たっては当該当事者でございますので、
無所属議員にも平等な議員活動の機会を提供いただけることを念じて、皆様に御協
議いただきたいことを申し述べます。以上です。

○委員長 今最後に平等と言われた件は何のことか、もう一度教えてください。

○内田博紀委員外議員 失礼いたしました。金額について平等にさせていただく方向
で御協議願いたいということでございます。以上でございます。

○委員長 末永議員の件と内田議員の件併せて回答させていただきますが、本日の
議会運営委員会は今後再検討を開始するということでございますので、そのことを
この議会運営委員会を傍聴されて御理解いただいたとすれば、それに対して次以降
の議会運営委員会でやるというふうな流れになっておりますので、そのときまでに
内容としてこういうことを検討してくれ、あるいはこういうふうにしてくれという

要望はそっちのほうに出していただくようお願いをいたします。（「それは全議員ですか、全議員に言っているの」と呼ぶ者あり）議会運営委員会でそのように次回以降検討するということを知らせておきますので、もしそこに対して検討内容の要望があれば、そこに提出していただければ議題に上げることはできると思っております。（私語する者あり）それは、我々というか、議会運営委員会で検討していくことですので、今ここでいつまでということはまだ検討しておりませんので、それも含めて検討していくことになろうかと思えます。

ここで議長から発言を求められておりますので、議長、お願いします。

○議長 1点申し上げます。先日傍聴された方から、匿名ではありますが、このようにありました。ある議員の一般質問中、一部議員の私語により質問や回答が聞こえづらかったとの意見が寄せられました。議長としましても議事裁きの中で答弁者等の指名をする際に支障を来す場合がございますので、混乱を招かぬよう、皆様におかれましても今回の御意見を踏まえ、御注意願います。私からは以上です。

○委員長 次回は9月27日金曜日午前11時から開く予定です。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 3時44分閉会